

## 第79回産業統計部会議事録

1 日 時 平成30年6月1日（金）14:00～16:15

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩

【専門委員】

鈴木 源太郎（東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科 教授）

納口 るり子（筑波大学生命環境系 教授）

【審議協力者】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課 課長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：宮川室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 議事録

○河井部会長 定刻より少し早いですが、皆様お揃いなので、ただ今から第79回産業統計部会を開催いたします。本日も集まりの皆様におかれましては、お忙しい中、また、暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。本日から、この部会の部会長を務めさせていただきます、慶応義塾大学の河井と申します。よろしく願いいたします。

本日は、5月25日に開催されました第122回統計委員会において、総務大臣から諮問された「農林業センサスの変更」について審議を行います。部会の構成については、資料4-1として名簿をお配りしておりますが、この部会の経常的なメンバーでいらっしゃる川崎委員、西郷委員に加え、専門委員として、東京農業大学の鈴木教授、筑波大学の納口教授に、また、審議協力者として、公益社団法人日本農業法人協会の岸本経営支援課長にも参加していただきます。

それでは、鈴木教授から一言、御挨拶をお願いいたします。

○**鈴木専門委員** このような場にお招きいただきまして誠にありがとうございます。私は2000年センサス、2005年センサスに関わって、2010年センサスについてはあまり関わる機会がありませんでしたが、2015年センサスにつきましても、今回話題になります組織経営体の統計分析ということで、何度か継続的に関わらせていただいた経験がございます。その経験を踏まえまして、指摘させていただけるところはさせていただこうと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○**河井部会長** ありがとうございます。続きまして、納口教授からお願いいたします。

○**納口専門委員** 筑波大学の納口でございます。どうぞよろしく願いいたします。前回に続いてということで、本当は60歳を過ぎたので辞退させていただきと申し上げたのですが、まだ頑張りということですので、もう少し勉強したいと思っております。よろしく願いいたします。

○**河井部会長** よろしく願いします。続きまして、岸本経営支援課長からお願いいたします。

○**岸本審議協力者** 日本農業法人協会の岸本淳平と申します。よろしく願いいたします。私は日本農業法人協会に入りまして、2010年くらいから農業法人白書という、協会の中の会員のみが集計対象でございますが、法人経営を中心とした経営体の様々な統計データを扱ってきたことを多分、高く評価していただいて、この席にいるのではないかと感じております。皆様の御迷惑にならないよう、私の知る範囲で、できる限り協力していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○**河井部会長** ありがとうございます。お三方には専門的見地から積極的に御発言いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、本調査は、一部、都道府県を經由して実施しており、また、結果の利活用という立場も含め、オブザーバーとして千葉県及び静岡県にも御参加いただいております。よろしく願いいたします。

次に、本日は、先週5月25日に開催された統計委員会におきまして、本部会の部会長の交替の指名があった後、最初の部会となりますので、統計委員会令の規定に基づき、部会長である私から部会長代理を指名させていただきたいと思っております。本部会に所属される委員に変更はありませんので、引き続き西郷委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○**西郷委員** 承知いたしました。

○**河井部会長** ありがとうございます。それでは西郷委員、よろしく願いいたします。

次に、本日の配布資料について、事務局から紹介をお願いいたします。

○**小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官** それでは、資料の御確認をお願いいたします。本日の配布資料は、資料1として統計委員会諮問資料、資料2として諮問資料の参考、審議関連資料として、資料3-1の審査メモ、資料3-2の審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答、その他として、資料4-1の部会構成員名簿、資料4-2部会の開催日程をお配りしています。

それ以外に席上配布資料としまして、3月25日に開催されました統計委員会での委員意見をまとめた資料を、1枚紙ですがお配りしております。資料に過不足等ございましたら、事務局にお申し出ください。事務局からは以上です。

**○河井部会長** それでは、審議に先立って、私から3点ほど申し上げます。1点目は、本部会の審議の進め方についてです。審議は、資料3-1の審査メモに沿って、事務局から審査状況と論点を説明してもらい、各論点に対する調査実施者の回答後、質疑を行う方法で進めたいと考えております。

2点目は、資料4-2でお示ししている審議スケジュールです。本件の部会審議については、本日と6月21日、7月19日の計3回を予定しており、3回目の部会で一通りの審議を終了し、答申案の整理の方向性について合意が得られた場合には、最終的な答申案については、後日、電子メール等により皆様方にお示しし、書面により決議したいと考えております。また、6月29日に開催予定の統計委員会において、本日の部会審議の結果を、7月20日に開催予定の統計委員会において2回目の部会審議の結果を中間報告した後、8月28日に開催予定の統計委員会に答申案をお諮りしたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

最後に、本日の部会は16時までを予定しておりますが、審議の状況によっては予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと存じます。そのような場合、御予定がある方は御退席いただいて結構です。以上、よろしくをお願いいたします。

それでは審議に入ります。まず、事務局から諮問の概要について御説明いただくところですが、各委員、専門委員、審議協力者の皆様には、既に事務局から個別に説明していただいているとのことですので、効率的な運営のために、説明は割愛させていただきます。

それでは、5月25日開催の統計委員会における本調査の諮問の際、委員から本調査に対する御意見がありましたので、その内容について、事務局から紹介して下さい。

**○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官** それでは、先週の統計委員会で委員から御意見がございましたので、御紹介いたします。席上配布資料を御覧いただければと思います。

1つ目の丸ですが、都市農業振興基本法では、都市農地について、従来の原則宅地化から農地としての保全という方向に変更されていることなど、都市農業を巡る最近の状況変化も視野に入れて御審議いただきたいという御意見がありました。

2つ目の丸ですが、6次産業化については、例えば、通信販売を使った直売や、原材料となる農産物を提供する農業者と商工業者との連携も進んでいることも念頭に、実状を把握する適切な見直しが進むことを期待したいとの御意見がありました。

3つ目の丸ですが、これは委員長からの御発言ですが、今申し上げたような意見を踏まえて御審議いただくことが大切であるが、特に2点目の意見は、把握が困難と思われるので、方向性も考えながら、御審議いただきたいといった御意見がありました。事務局からは以上です。

**○河井部会長** ただ今の御意見については、審査メモに沿った審議の中で併せて確認

したいと考えておりますので、御意見はその際をお願いいたします。

それでは、詳細な議論については個別事項の審議の中で行いたいと思いますが、総論的なことで、特にここで発言、確認しておきたい点がありましたらお願いいたします。無いようでしたら、個別の論点に入っていきたいと思います。

それでは資料3-1の審査メモを御覧ください。なお、限られた時間で効率的に審議するため、ある程度関連する変更事項について、まとめて御説明いただき、その後に審査メモの論点及びそれに対する調査実施者の回答を踏まえ、審議することといたしますので、よろしく申し上げます。

始めに、審査メモ1ページの「(1) 調査の名称の変更」から「(2) 調査対象の属性的範囲の変更」までについてです。調査対象の属性的範囲の変更では、先ほど事務局から御紹介いただいたように、先日の統計委員会で、委員から都市農業を巡る最近の状況変化も視野に入れて審議していただきたいとの御意見があったところです。それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

**○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** それでは、「(1) 調査の名称の変更」から説明します。本調査は、西暦の末尾が0及び5の年に実施しております。西暦の末尾が0の年に実施する本調査については、国際連合食糧農業機関が提唱する世界農業センサスの趣旨を踏まえ、調査実施上の通称として、「世界農林業センサス」の名称を用いてきたところです。しかしながら、今回の変更計画では、西暦の末尾が0か5にかかわらず、本調査の名称を「農林業センサス」に統一することとしています。これについては、本調査の名称について、統計利用者に紛れが生じる懸念を解消するものであることから、適当と考えます。

続きまして、「(2) 調査対象の属性的範囲の変更」についてです。今回の変更計画では、農林業経営体調査票の調査対象の属性的範囲から、森林施業計画に従って施業を行う者を削除することとしています。これについては、森林施業計画の経過措置が平成29年3月31日で終了し、当該計画に従って施業を行う者が存在しなくなったことから削除するものであり、適当と考えます。しかしながら、農林業経営体調査票の対象となる現行の農林業経営体の定義については、本調査に農林業経営体の概念が導入された2005年農林業センサス以降変更されていないことから、農林業を取り巻く環境の変化等を踏まえ、我が国の農林業の実態のよりの確な把握の観点から、適切な定義となっているか確認する必要があると考えます。また、調査の実施に当たり、統計調査員が客体候補名簿を用いて農家等への聞き取りを行った結果を基に、本調査の対象とする農林業経営体の定義への該当の可否を判定しています。今回調査では、調査対象者の判定方法の効率化・簡素化を目的として、客体候補名簿を見直すこととしており、調査対象者の適切な把握の観点から適切かどうか確認する必要があることから、7つの論点を整理しております。事務局からの説明は以上です。

**○河井部会長** ありがとうございます。それでは、農林水産省から、「(2) 調査対象の属性的範囲の変更」の各論点に対する回答をお願いします。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 農林水産省セ

ンサス統計室長の宮川です。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、御説明申し上げます。まず、審査メモの2ページの論点1ですが、回答は1ページを御覧ください。論点は、センサスにおける農林業経営体の定義です。2005年農林業センサス以降、経営体という概念を導入いたしまして、以下の基準を設けて調査してきたということです。すなわち、経営耕地面積が30アール以上の農業、これに満たなくても、作付面積とか家畜の飼養頭羽数が、表にありますように、一定規模以上の農業、保有山林面積が3ヘクタール以上の規模の林業といったように、(1)から(5)の内容を満たしたものが農林業経営体ということで定義して調査しております。

こうした定義の背景ですが、2000年の食料・農業・農村基本計画において、効率的かつ安定的な農林業経営体の育成を図るという施策が初めて打ち出されたわけです。ここで大きな政策転換が行われました。これに伴いまして、2005年農林業センサスにおいて、これまで農家や林家といった世帯を中心として把握してきた調査に対して、経営体という概念を持ち込んで、農林業経営体の的確な把握に努める調査にしてきたところです。

ページをおめくりください。このときに調査対象の下限ですが、経年変化が見られるように、これまでの調査対象であった販売農家の下限30アール・50万円という規模ですが、これを踏襲して、現在に至るまで、この下限基準を維持してきたということです。

回答の3ページを御覧ください。論点2です。施策における農林業経営体の定義についてです。各種施策が対象としています農業者等の範囲を、次の表のとおり整理してみました。農協への参加資格、これは農協ごとに定款で様々ですが、例えば10アール以上という参加資格。農業者年金の加入要件は、基本的に年間60日以上農業に従事した方。農地の権利取得後の面積は原則50アール以上、地域の事情で10アール以上も可能と書いています。農作物共済への加入は、10アール以上の耕作をしている人も加入ができる。このように主要な行政施策における加入の要件は、むしろ我々が定めている農林業経営体の基準より低いものが見受けられるということです。

回答の4ページを御覧ください。論点3です。センサスにおける農林業経営体の定義の見直しの余地はないのかということですが、今御覧いただいたとおり、各種農業施策の加入要件は低く設定されています。零細農業者も含めて農業施策の対象となっているということです。それから、現在の基本政策においても、産業政策はもちろんそのようなのですが、地域政策を車の両輪として推進しており、農村においては大規模な経営体だけではなく、零細な農業者も地域の維持に大変重要な役割を果たしておりまして、施策の重要な対象となっていると考えております。このような中で、仮に現行の農林業センサスにおける農林業経営体の下限基準を引き上げて調査すれば、零細な農業者は把握することができず、施策の企画・立案あるいは検証にも大きな支障が出てくるのではないかと考えています。

回答の5ページです。論点は、客体候補名簿による客体の判定です。調査客体の判定は調査員による面接聞き取りにより行うのですが、前回の2015年農林業センサスで用

いた判定を、下のように図に示しています。調査員は客体候補の所在を確認した上で、農業に関しては経営耕地面積、あるいは一定規模以上の経営かどうか、あるいは農作業の受託を行っているか、林業に関しては保有山林面積、委託による生産などを聞き取り、経営体の基準に合致するかを判定するということです。最後に、農林業経営体から除外する学校や試験場への該当性を聞き取り、農林業経営体の調査対象を確定する作業を進めます。

ページをおめくりください。この判定により、農林業経営体の基準を下回った場合は、調査客体にならないわけですが、このとき調査票は配布しませんが、農家、つまり、定義が10アール以上・15万円以上ということですが、こういう世帯に該当するかを判別するために、経営耕地面積、農産物販売金額を聞いていくということです。それから、林家に該当するかを判別するために、保有山林面積も聞いていく。なお、これらの土地は、土地総量として、調査票とは別ですが、集計あるいは公表の対象としているということです。

7ページを御覧ください。論点5と論点6です。現行の客体候補名簿による判定の課題と、今回の客体候補名簿の見直しの余地です。このシートによる判定誤り等の問題は生じていないのですが、少しでも調査員あるいは客体の負担軽減に向けて改善を図りたいと考えています。今回の客体候補名簿は、前回、つまり2015年から、①から④にあるような項目を削除して効率化した上で、聞き取りがスムーズに行えるように、項目の配置を見直していきたいと考えています。

8ページ、9ページですが、これまで申し上げてきた2015年の実際の客体候補名簿から削除する部分を掲載しています。このような部分を少しデザインしまして、2020年センサスの客体候補名簿のベースとしていきたいと考えている次第です。

10ページを御覧ください。論点7の現行の客体候補名簿を用いた集計分析と更なる有効活用や役割の明確化についてです。客体候補名簿は、客体候補を整理して調査客体を正確かつ容易に判別する様式で、その際に付帯的に得られた有益な情報は、これまでもそうですが、集計して、例えば、総農家数、総林家数あるいは総経営耕地面積といった形にして公表しているということです。

今後とも、これまでと同様な有効活用を図って参りたいと考えている次第です。当方からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

○納口専門委員 納口です。確認させてください。2015年に対して2020年は客体候補者名簿を使いながら、農林業経営体を調査対象とするというところには変更はなく、自給的農家とか土地持ち非農家につきましては、最後の御説明にありましたように、総農家数とか総耕地面積といった集計は従前と同様に行うということですね。

もう1点確認なのですが、2015年センサスでも、農林業経営体という集計と、農家という従来の把握方法での集計も同時に公表されてきたと思うのですが、そこについても変更はないのでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 2点、御質問をいただきました。まず、客体の把握、あるいはこの候補者名簿から入手した情報ですが、基本的に今までどおり、このように判定しながら、定義を変えようと我々は思っていませんので、30アール・50万円の経営体は調査票で調査する。それ以外の規模の世帯は、この客体候補名簿の中で捉えた、所有土地といったものを集計して、別途、報告・公表していくことを考えているところです。ただ、説明は重複になりますが、客体候補名簿は、若干削除する部分があります。この辺は効率化していきたいということです。

集計の区分ですが、これは先生がおっしゃるように、基本的に、2015年の集計を踏襲しまして、販売農家についても公表することになると考えております。

○納口専門委員 ありがとうございます。

○河井部会長 他にはどうでしょうか。どうぞ。

○鈴木専門委員 30アール・50万円で区切っている現状の農業経営体の下限についてですが、データを見て分析する立場から申しますと、そこは最低限保っていただきたいところです。と申しますのも、最近、非常に農林水産省の中でも話題になっていると思われる新規就農の関係とか、新たに経営を開始するものにつきましては、基本30アールのラインに達するかどうかを、まず目標にするということなのです。それよりも実際にはもう少し低い、いわゆる農家基準の10アールに届いた上で、それが経営として永続的に成立するかというところが、新規就農者の最初の目標になってきますので、特に新しく経営を始めるという志を持った方の動向を把握するという意味でも、30アールを上げてしまうと、この辺りがほぼ漏れてしまうということで、非常に大きな政策立案上の痛手になるのではないかと考えます。

○河井部会長 これはポジティブに評価していただいているということですね。

○鈴木専門委員 はい。

○西郷委員 基準を上げない理由は分かったのですが、そんなに小さい方が重要だということであれば、逆に下げるという検討はなされたのかも伺っておきたいと思えます。先ほど基準を上げると、大事な部分が漏れてしまう。ほかの加入条件は30アールよりも低いというお話でしたので、もしそこを下げることによって、重要な部分が捉えられるということであれば、多分、数がすごく増えてしまうからというのが実態的な内容かなと思うのですが、いかがでしょうか。

○河井部会長 今ことについては、いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 この30アール・50万円の基準は1990年センサスのときに設定したものです。これ以前は、鈴木専門委員が発言されたように、農家という概念で10アール・15万円、実は西日本は5アールというもっと低い基準だったのですが、それを1990年に10アール・15万円という基準にして、なおかつ、その段階で販売する目的の農家は30アール・50万円、それ以下の農家は自給的農家という形で簡略的な調査を既に行っていたという経過があります。そうした経緯で現在まで来ているわけですが、今申し上げたような施策の対象はそうそう大きく変わっていないような状況にありまして、今までどおり、経営体の数は、販売農

家、自給的農家、そして、これ以下は客体名簿でも把握していますので、こういう形で把握していきたいと考えています。

○鈴木専門委員 1点関連しての意見です。自給的農家ですが、10アール以上30アール未満の面積という部分です。これもデータを使う立場から述べますと、この層は、農地の出し手として非常に意味のある層で、簡略調査のような形で現状は把握されていると思うのですが、出し手の機能に特化した調査項目を1つ、2つ加えていただくことが可能なら、前からお願いしたいなとずっと思っていたところです。30アール以上の経営と同じ調査体系を組むことは、コストが非常にかかることと承知しておりますので、出し手の機能に特化した部分については、そこが見えてこない、見えにくいことによって、特にそうなると、土地持ち非農家も含めてという話に議論としてはなってしまうのですが、そこがクリアに見えてくると、非常に扱いやすいという面はあると思います。

○河井部会長 今回の御意見について、いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 実は客体候補名簿の中で、今回少し効率化しようかなという部分に、農地の貸付け部分を入れています。そこを所有面積と経営耕地面積に限定しても良いのかなと考えてはいたところですが、それも含めて、もう少し考えてみたいと思います。

○河井部会長 例えば、資料3-2の9ページの客体候補名簿で、「貸している耕地」とか「借りている耕地」の「削除」というところを残す可能性もあるということですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい。

○河井部会長 それで鈴木専門委員の御要望は足りるのでしょうか。

○鈴木専門委員 この貸している農地の部分は極めて大事で、ここの部分が落ちますと、逆に、この客体候補名簿の関連項目として、色々把握して頂いている部分の一番重要な部分が落ちてしまうという印象を持ちます。

○河井部会長 借りている耕地については、削除しても問題ないということでしょうか。

○鈴木専門委員 借りている耕地は、恐らく非常に少ないと思います。ここは我々、将来的に農家から落ちていくという言い方をしますが、そういう階層を多分に含んでいるところですので、ここが耕地を積極的に借りているという事実があるとはいえ、全体からはあまり重要ではないかなと思います。むしろ、この層がどれくらい担い手の経営に出しながら退出しているか。その農地が死んだ状態かどうか、持ち腐れの状態で退出してしまうと、地域としての総資源が目減りするのですが、これを貸した状態で農家が退出するということは構造改善に向く方向なので、そこがどちらなのが見えてくることは、非常に大事だと思います。このため、貸している農地は、極めて大事かなと考えます。

○河井部会長 他の削除項目は大丈夫ですか。8ページや9ページのところです。

○鈴木専門委員 十分頭が回っていないのですが。



○河井部会長 すみません。突然申し訳ありません。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 先ほど御指摘がありました新規就農者をこの名簿から把握できるというところが、9ページでは新規就農者を把握していたことは、この貸している耕地の上の削除部分で把握していて、農林業経営体調査票自体には、そのような項目がないので、これが無くなると、新規就農者云々ということは分からなくなるのではないかというのが1点です。

それから、耕地の貸し借りについては、別途、農業委員会等における記録等で把握する余地はないのかという2点を確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 1点目の新規就農の関係ですが、9ページの上の真ん中あたりになります。ここは、もし、新規に就農していることになると、この客体候補名簿を補完する段階で、行政情報からこのような情報を把握できるので、新規に就農した人かどうかは、ここであえて把握しなくても分かるかなと考えています。それから、確かに、各市町村の農業委員会では農地の貸借について事務を取り扱っていますが、その辺の行政情報を得ることになると、センサスとはまた別途大変なことになると思うので、今のところ、考えていません。

○河井部会長 他にいかがでしょうか。どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 先ほどの新規就農のところで確認なのですが、この調査票配布になっているのは、従前、新規就農だったら規模に関わらず書いてもらうというパターンだったのですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 経営体に該当したことを確認して、5年以内に経営を開始していれば、ここに丸がつくということです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 規模基準に満たなくても、農林業経営体調査票を配布されていたのですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 いえ、規模基準を満たしていなければ、調査票の配布はしていません。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 満たしていて、かつ新規就農かということを聞いていたのですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そうです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 そうなると、先ほどの御意見のように、満たさない新規就農者は従前から把握されていないということなのですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 満たさない新規就農者は把握していません。

○河井部会長 どうぞ。

○鈴木専門委員 1点発言させていただきますと、なかなかスペースが厳しい、あるいはコストが厳しい中での削除だろうと思いますが、状況が許すのであれば、新たに開始云々という部分も非常に意味がある項目だろうと考えます。

○河井部会長 私も追加して質問なのですが、先ほど澤村審査官が質問されたように、

30アール以上である人についてしか調べていない訳ですね。このため、「30アール以上である」というフローチャートの前に、この設問項目を入れるのは、難しいのですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 全員が答えるか、該当者だけが答えるかの違いになってくるのだと思います。

○河井部会長 これはチェックを入れるだけだから、それほど負担にならないのではないかという気もするのですが、いかがでしょう。もし前に入れていただくとすれば、30アール以下のものも。どうぞ。

○岸本審議協力者 参考になるか分からないのですが、私も新規就農のことを詳しく知っているわけではないのですが、法人経営体の方々が新規就農を支援されるケースを考えると、確かに、経営耕地面積が30アール未満で始めているケースはもちろんある訳ですが、その下に「受託のサービス」という項目があると思います。ご自身の経営面積は小さくても、他の作業を受委託して、結果として、何とか経営体としての体をとれるような経営のスタートを始めるはずですので、恐らく完全に落ちるといふ話とは、また少し違うのではないかと思います。特に意欲的な経営をされていれば、恐らく、この場合には調査票配布対象に入ってくるであろうと思います。御参考までに。

○河井部会長 ありがとうございます。実際に調査に携わる千葉県と静岡県の皆さん、いかがでしょうか。

○藁科静岡県経営管理部ICT推進局統計調査課（経済班）主幹 静岡県の藁科と申します。私は県の統計部門に配属されて4年目で、前回の農林業センサスに携わっておりません。このため、前任の記録を読んで、この会議に臨んだのですが、ちょうど今、客体候補名簿の部分で修正ということでしたので、その内容については、統計部門なものですから、立ち入ったことは分からないのですが、やり方のことで1つ意見を言わせていただきたいと思います。

前任の記録によると、調査票の部分と前段階の客体候補名簿が一体型になっており、ミシン目で簡単に切れるようになっていたということで、その取り扱いについて、調査員が運用上、混乱したということもあって、切り取るか切り取らないかの判断をしないまま、付けたまま報告者に渡してしまったとか、何度か報告者と話をしているうちに切れてしまったとか、そういうこともよくあったため、こういう一体型の調査票を見直していただきたいと思いますということが記録に残っておりましたので、それをお願いしたいということです。

それと、客体候補名簿は調査員が聞き取りし、調査票は報告者に記入していただくというように、その取り扱い方が異なっていたものですから、混乱したということが記録に残っています。その辺を検討していただければということをおっしゃっていただきました。以上です。

○笹生千葉県総合企画部統計課長 千葉県の笹生と申します。私も大変申し訳ないのですが、2015年のときには在籍しておりませんので、伝え聞いているところですが、私どもは統計部局なのですが、農林部の中にあります担い手支援課というところが新規農業者の支援をしているところでしたので、名簿を作る段階で、担い手支援課に問い

合わせて名簿をブラッシュアップして調査していたということは聞いております。直接参考にはならないかもしれませんが、以上です。

○河井部会長 いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 我々も5年前の反省を踏まえながら設計を考えてはいるのですが、頂いた意見を踏まえながら、また考えていきたいと思っております。

○河井部会長 どうぞ。

○納口専門委員 削除という案が出ている、新たに開始、以前から実施というところですが、経営を開始したかどうかは、記入する方からすると、曖昧な定義のように思います。農林業センサスでは、農林業経営体かどうかというところの30アールあるいは50万円というところで一旦線を引いて、その要件以上の人に過去5年間に開始したかどうか尋ねることとしている訳で、農林業経営体、あるいは農家でもいいのですが、ここから上の規模になったら経営を開始したという定義がないままに、この項目を入れても回答できないのではないかという感じがしました。

それから、農林水産省にお聞きしたいのですが、過去5年間に経営を開始したかという項目があるのですが、これは農林水産省の独自調査である新規就農実態調査との連動という点で、2015年センサスではかなり意味のある結果が得られているのでしょうか。

○河井部会長 いかがでしょう。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 まず、後段の御質問、新規就農者調査とこの項目との関係ですが、これは全く関係がありません。新規就農者調査は別途標本調査で毎年実施しております。一方、この客体名簿で把握した結果は5年以内に新規就農したか否かということ把握していますが、それなりに意味があったかと言われると分かりません。ただ、集計はしているものの、報告書には載せていません。そのため、あまり目立たない形になっています。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 事務局から1点、お尋ねなのですが、調査票だと統計法に基づく二次利用申請を行って分析することになるかと思いますが、この名簿については、二次利用申請の対象、つまり分析とかに活用できる対象なのかどうか教えてください。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 要請があれば、提供できる形になっています。

○鈴木専門委員 先ほどの質問する順番をという点についてですが、まず、30アールは100メートル掛ける30メートルなので、それなりの大きさである訳ですが、50万円という金額については、販売額であり、そこから経費を落として手元に残るのは、50万円規模だとほぼゼロだろうと思います。ほぼコストで消えてしまうと思います。これを仮に15万円、それより下のものを拾ったとしてもというのはあるかなと思います。

また、これを前に持ってくると、結局、農林業経営体調査の母数を増やすことにもなりますし、農家の定義にも若干影響してくると思います。そうなってくると、逆に、新

規就農者の方が農家として自立するために目指すべきポイントがぶれる感じもします。30アール以上ないし50万円くらいを最低のところとして、それだけの規模はないとまらずいよという形で、新規就農施策、恐らく農林水産省の経営局では進めていると思います。それ以下の部分も確かにあるのです。私も統計的に把握できたらなと思うことはあるのですが、そこを下げってしまうことによるモチベーションの問題もあって、なかなか一様にいかないのかなと思います。これを前に持つてくることで、別の問題も発生しかねないかなという感じはします。

○河井部会長 他にいかがでしょう。

○納口専門委員 もう1点、農林水産省に伺いたいのですが、貸している耕地のところを削除するということなのですが、これは借り手のデータを集計することによって、借りている面積の総量は把握できるから、貸している方の面積を把握する必要はないという御判断なのか。そして、そのときには農地の貸し手側のどの規模階層なり、あるいは販売農家が貸しているのか、自給的農家が貸しているのか、土地持ち非農家が貸しているのかというところは、あまり政策的な意味がないという御判断なのでしょう。その2点について、教えてください。

○河井部会長 いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 これはあくまで30アール・50万円に満たない小規模の農家がどういう土地をどのように扱っているかを全数として把握する部分で、むしろ、鈴木専門委員が、先ほど発言されたように、出し手として、どれくらい自分の農地を貸しているかについて、集計していくのが非常に大きな意味を持っていると思います。多分、このような世帯の方々は、農地を借りることはあまりないのだと思います。そこを経営することはないはずなので、あまり意味がないかと思います。先ほど申しましたとおり、当初は所有耕地でまとめて捉えておけば良いと考えていましたが、うち貸付耕地を入れるべく持ち帰って検討したいと思います。

○鈴木専門委員 よろしいですか。今、納口専門委員が発言された1点目なのですが、ここで示している貸付農地の経営面積と担い手側が借り受けている面積の計は、市町村ごとに両者を比較しても、県ごとに比較しても全く合いません。なぜ合わないかといいますと、現状でも農地法上は問題が当然ある訳ですが、闇耕作がかなりありますし、貸し手が貸していると認識しているものの中で、借り手が借り受けていると認識しているものに全然合っていないのです。これを担い手の方が借り受けているというデータで代替できるかということと認識したのですが、代替できない数字だということ。以前照らし合わせてみた経験から、全く別の数字になってしまうという認識です。このため、ここは非常に重要であり、貸し手側からの数字として出てくることに意味があると私は考えています。

○河井部会長 そういう御意見なのですが、いかがでしょう。

○川崎委員 よく理解できてないところがあるのですが、どちらにお尋ねすれば良いのか、やはり農林水産省の方が良いかと思いますが、今話題になっているのは客体候

補を把握するための名簿ですね。そこに貸している、借りているという項目や、それ以前の新規就農かどうかという項目が入っている。もう一方で、農林業経営体調査票本体にも土地を貸している、あるいは借りているという項目があるようなので、それとの関係をどう考えたらいいのかと思うのです。つまり、もし本格的にしっかりしたものを把握するのであれば、本体の調査票の集計があれば足りるのかもしれないし、そのボーダーラインを把握するために、これがどうしても必要であることから、こういう御質問が出ているということなのでしょう。そうすると、これの規模が何らかの格好で、例えば、過去の経験上大きいか小さいか、それがどういう傾向にあるかを見ていけば、これは削除しても良いのかが判断できるような気がするのですが、この調査事項を入れるべきか外すべきか、ここだけの議論でどちらとも判断しかねるかなと思いました。そういう感想なのですが、ここと本体の農林業経営体調査票との関係がどうも私はよく分からなかったもので、その観点からするとどうなのでしょう。

○河井部会長 御説明いただけますか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 恐らく本体の農林業経営体調査票との関係でいうと、9ページの「貸している耕地」というのは、受け手として本体の農林業経営体調査票での「借りている耕地」に多分上がってくるのだらうと思います。経営体は下限以下の土地持ち非農家からも土地を借りている。この下限以下の経営体は土地を貸している方ですから、実は大事なことなのですが、この客体候補名簿で、どうしてこういうたくさんの方を把握しているかということ、もちろん数字にも意味があるのですが、所有している土地から貸している耕地を引いて、借りている耕地を足していくと経営耕地になるという、そのための判定の項目でもあるのです。そんな煩わしいことをしないで、一気に経営耕地を聞いてしまえば効率化になるかなということ考えたものですからこうした提案をいたしました。ただ、貸している耕地が非常に重要な意味を持つという御発言もあるものですから、ここは少し時間をいただいて考えさせてもらうわけにはいかないかと思えます。

○河井部会長 それでは今、幾つか御意見が出ましたので、その点を踏まえた上で再度確認していただいて、次回の部会に提案していただけますか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい。

○河井部会長 それでは時間が足りなくなってしまうので、この件は、次回に回して先に進ませていただければと思います。

それでは、論点2の調査事項の変更についての審議に移らせていただければと思います。始めに、審査メモ3ページ、「(ア) 内部労働力を把握する調査事項の追加・変更等」のうち、7ページの①から8ページの④までについてです。それでは事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 調査票の切り抜きは3ページになりますが、説明は7ページになります。「①雇用者以外の役員や構成員の従事状況を把握する調査項目の充実」についてです。今回の変更計画では、団体経営体の経営主・役員・構成員について、農業・林業及び農業生産関連事業への年間従事日数が合わせて

60日以上の方については、個々に従事日数等の労働状況を把握し、60日未満の方については、男女別の実人数のみ把握するよう変更することとしています。これについては、政策ニーズを踏まえ、よりの確かな実態の把握を行うものであることから、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、3つの論点を整理しています。

次に、「②農業生産関連事業への従事日数を把握する調査項目の追加」についてです。今回の変更計画では、個人経営体の各世帯員や団体経営体の経営主・役員・構成員について、過去1年間に農業生産関連事業に従事した日数を把握する調査項目を追加することとしています。これについては、政策ニーズへの対応を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、2つの論点を整理しています。

次に、8ページの「③農業経営の継承状況を把握する調査項目の追加」についてです。今回の変更計画では、個人経営体において、過去1年間のふだんの状況を把握する調査項目で、「主に自営農業を行った」とした者について、過去1年間に新たに親の農業経営を継承したか、または親の農業経営とは別部門を新たに開始したかを把握する調査項目を追加することとしています。これについては、行政政策ニーズへの対応や関連する統計調査の精度向上を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、3つの論点を整理しています。

その下の「④地域の集落営農組織への参加状況を把握する調査事項の追加」についてです。今回の変更計画では、個人経営体について、地域の集落営農組織への参加状況を把握する調査事項を追加することとしています。これについては、行政政策ニーズへの対応を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、2つの論点を整理しています。事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 それでは、農林水産省から各論点に対する回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。次の論点の調査票ですが、審査メモの3ページをお開きください。枠内です。論点は審査メモ7ページの中段に記載していますが、回答は11ページです。この論点1ですが、調査結果の現在と今後の利活用についてということです。団体経営体と個人経営体を統一的に見た集計、あるいは分析は不足しています。この改善が一層求められているということです。団体経営体が農業生産の担い手として大きくシェアを拡大している中で、実は、このシェアですが、少し御紹介しますと、組織経営体の経営体数のシェアはわずか2.4%程度ですが、面積でいうと経営体の16%を占めます。販売金額は、積み上げていくと、組織経営体が4割近くのシェアを占める状況です。このため、団体経営体は、農業生産の担い手としては非常に大きなシェアを占めているということです。この団体経営体と個人経営体の労働力の実態を統一的に、あるいは比較しながら、明らかにすることで、今後の各種施策の検討基礎資料として利活用を見込んで

いるということです。

次に、回答の12ページを御覧ください。論点2と論点3を書いています。今回、把握の対象を従事日数60日以上としている理由です。60日以上と60日未満に区分して把握した結果をどのように集計するかということ、それから、本事項の改善の余地はないのかということです。回答内容ですが、報告者の負担軽減を考慮して、経営主と年間従事日数60日以上の方に限定しているということです。年間従事日数60日以上の方の9割以上は、ふだん仕事として農業をやっている人、これを我々は基幹的農業従事者と定義していますが、こういう人であるということ、また、古くから農業就業者の規定に60日という区分が使われていたことを理由としています。それから、年間従事日数60日未満の方については、年間従事日数60日以上と合算することで、農業経営体全体の労働力総量を明らかにしていきたいと考えております。このことは、3ページにある調査票の右下の部分、ここで細かいですが、男女の人数を把握することになっています。ここと合わせるということです。個人と団体経営体の労働力を統一的に把握することで、農業経営体全体の労働力が明らかになります。これが各種施策の検討資料として適切であると考えているということです。

審査メモの7ページ、下段の論点1です。調査票でいいますと、審査メモ4ページの枠内です。回答は13ページを御覧ください。論点は、本調査項目によって、どのような集計や分析が行われるかということです。経営体について、農業の従事状況との関連性も含めて農業生産関連事業への従事状況の分析を行う計画です。また、農業生産関連事業へ労働力をどの程度投下しているのかを把握できることになります。

本ページの下段、論点2の利活用と改善の余地はないかという御質問でした。今回から農業生産と同様に農業生産関連事業の労働力も販売金額に加えて把握をします。こうしたことで経営構造の全体像を的確に捉えて、6次産業化施策の基礎資料として提供していこうと考えています。こうした投下労働力の統計項目によって、別途把握する農業生産関連事業の種類別販売額などと合わせて、経営構造など様々な観点から分析が可能であり、利活用の観点からも、大幅な改善が図られると考えています。

次に、審査メモの8ページ、中段の論点1から論点3です。調査票でいいますと、審査メモの5ページ、枠内の上段です。回答は14ページを御覧ください。論点は、調査結果の利活用とセンサスと新規就農者調査との関係です。利活用については、1に記載しています。2ですが、ここでは、センサスと新規就農者調査の関係について触れています。センサス年を除く毎年の就業構造は、標本調査である農業構造動態調査で農業経営体の世帯員の生活状況を把握することによって明らかにしています。新規就農者調査は、この農業構造動態調査で把握した世帯員の生活状態を2年間比較することによって把握する仕組みになっています。ここで下の図を御覧いただけますでしょうか。例えば、2018年の農業構造動態調査で、その生活状態がサラリーマンだった方が、2019年の同調査で自営農業が主体となれば、この方が新規就農者ということです。ところが、2020年は全数調査のセンサス年ですので、標本調査である農業構造動態調査は休止します。その代わりに、2020年を御覧いただきますと、センサスと昨年の農業構造動態

調査との比較で新規就農者を把握することになります。これが論点にあるセンサスと新規就農者調査との関係です。

また、センサスの当該項目は、新規就農者調査にどう活用されるかという論点なのですが、これは2の(3)で触れています。センサス年に新規就農した人が親の経営を継承したのか、あるいは親とは別の部門を新たに開始したのかという内訳を把握する項目です。

3ですが、本項目は標本調査で把握している者をセンサス年においては、センサスで代替するということです。

次に、審査メモの8ページですが、下段の論点1と論点2です。調査票ですと、審査メモの5ページの枠内下段です。回答は15ページを御覧ください。論点は調査結果の利活用と改善の余地はないのかということ。集落営農を立ち上げて、地域の農家が参加する状況にある中で、地域農業の構造は多様化しています。調査事項に設定したとおり、集落に存在する各農家の集落営農との関わり方を把握することによって、地域での集落営農の展開や担い手の確保や、その育成といった状況を把握することができると思込んでいます。

3ですが、施策的には、法人化を見据えた集落営農の組織化を推進しています。担い手農家の参画状況が、これにより明らかになり、我々としては適切であると考えている次第です。以上です。

○河井部会長 ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は、御発言いただければと思います。

○納口専門委員 個人経営体と団体経営体という区分になっているのですが、前回の2015年までは組織経営体だったと思うのですが、団体経営体というのとは何か、農協などかと思ってしまうのですけれども、名称をここで変える意味は何か、お教えてください。

○河井部会長 いかがでしょう。

○本間農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計調整官 家族で農業経営していて法人化している場合、いわゆる一戸一法人ですが、この扱いを今回は家族という調査票の記載から、先ほど言ったように団体でも内部労働力は人別に把握しますので、団体経営体の記入項目に書いていただくことになります。まず、法人であるか個人であるかという区別を行った上で、調査票の記載箇所を今回から整理していくこととしておりますので、従来の家族・組織という言葉ではなく、個人・団体という言葉に今回切り替えているということ。す。

○納口専門委員 すみません、理解が足りなくて。ありがとうございます。従来、一戸一法人は家族経営に入っていたものを、調査票では最初に法人であるかないかを聞いて、法人であるとなると、団体経営ということになって、法人番号を記入することになるわけですね。そうすると、一戸一法人の扱いが、2015年までは家族経営に入っていたものが、今回は団体経営に入るという理解でよろしいですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい、そのと



おりです。

○河井部会長 他に何か御質問はありますか。どうぞ。

○鈴木専門委員 いわゆる今までの組織経営体の中には、法人でない組織経営体も相当数あったわけですが、これは当然団体経営に入るという理解でよろしいですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい、そのとおりです。

○鈴木専門委員 そうすると、その辺の定義が、新たな言葉を使って、団体経営と今回新規に定義されるのですね。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そのようになります。

○河井部会長 他にはいかがでしょう。岸本さん、いかがでしょうか。

○岸本審議協力者 御指名ですので。今回の見直し内容については、非常にこの御時世に適った見直しをしていただけているものと思います。今の議論の中にもありましたように、私どもの協会という法人という扱いに一戸一法人が今まで外れていたことの方が、むしろ不自然であったということですので、今後の統計の活用の範囲が更に広がるのだらうと思っております。以上です。

○河井部会長 川崎委員。

○川崎委員 あまり本質的なことではないのですが、念のための確認です。14ページの御説明で、就業状態の変化ですね。2か年分の調査票を用いてということが書いてあって、一種のパネル調査みたいなことを行うということで、すごいなと思って聞いていたのですが、照合のためのマッチングキーはずっと同じ世帯に同じコードを付けているのですか。そうすると、2020年センサスとその前のセンサスで全く同じキーを使うことになるわけですか。つまり、2019年と2020年で、新しいセンサスになったからキーを取り替えますといった途端に、2019年と2020年を比べられなくなる懸念があるのですが、農家については一貫して同じキーを付けるように、データベースを作っておられるということなのですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 実は今回から、そのように行っていこうと思っておりますが、今まではなかなか、それができずにおりました。ただ、この農業構造動態調査の場合は、5年前のセンサスを基本に、標本をずっと固定しています。だから、2年間の接続は容易にできます。農業構造動態調査とセンサスでは、指標が今まではつながっていなかったのですが、これからは何らかの方法で、センサス後を含めて、ずっと同一の番号を付すようにしていきたいと考えております。

○川崎委員 ちなみに、それは調査票で言えば、どこにマッチングキーになるようなIDがあるのですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 調査票とは別に、データベースの中に持たせようかなと考えているところです。

○川崎委員 それができたら、それはそれで本当にパネルデータが揃うから、統計と

しては良い取組ですね。ありがとうございました。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい。ありがとうございます。

○河井部会長 どうぞ。

○納口専門委員 ちょっと理解が十分できていなくて申し訳ないのですが、回答の14ページで、ただ今の御質問があったところなのですが、パネルにしていくという話と、先ほどの客体候補名簿のところ、話を蒸し返すようで恐縮ですが、新たに開始するところ、これは、「過去5年間に経営を新たに開始する」とあるのですが、こちらの回答の14ページだと、1年前との話なのか、十分理解できなかったのですが、この客体候補の方は5年間ということで整合性がとれますね。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 私の説明が少し省略したか下手だったのですが、その前に、9ページではセンサスにおいて客体把握の段階で、あなたは5年前から新規に就農したのですかということを知っているだけなのです。一方で、14ページは全く別で、標本調査で2年間比較して、サラリーマンだった人が農業につけば新規就農と捉えるという話です。

○納口専門委員 失礼いたしました。ありがとうございます。そこでもう1点、お聞きできればありがたいのですが、最近、女性の就農者が家事・育児から、子供が大きくなったため就農するというケースも多いと思うのですが、その点についても、ここで新規自営就農者と把握しているのでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい。その場合定義上、新規就農者にはなりません。農家において、昔は農業を手伝っていたかもしれないけれども、子育てをしていて、子供が大きくなって、また農業に就いた場合は新規就農者にはならないという定義になっています。

○納口専門委員 以前から不思議に思っていたのですが、男性の方が、例えば、会社に働きに行っていて、そこをやめて農業を行う場合は新規就農になって、家事・育児をしていて、そのときは農業を全然していなかったとしますね。それで農業をどんどん手伝うとか主体的に行うようになった、新しい部門を始めるとか、あるいは販売とか商品企画を担当するということは結構あるのですが、これを含めないというのが以前から不思議だなと思っていたのですがどうなのでしょう。ここで議論して良い問題かどうか分からないのですが。

○河井部会長 お答えできる範囲内で、いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 もっと深い理由があるかもしれませんが、あとで私も勉強してみますが、申し訳ありません、先ほど、お答えしたとおりです。全く初めて農業を行う方ではなく、御指摘のとおり、家で農業を手伝っていた男性がサラリーマンになって、帰ってきて農業を始めたらどうなるのか、確かにそれは新規就農になるのですが、少し勉強してみます。

○納口専門委員 申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○河井部会長 次回、客体候補名簿のところ、それに対する回答がもし可能であれ

ば、そのときに一緒にお答えいただければと思います。

○鈴木専門委員 労働者の家族従業員、家族構成員の中での農業従事者の増加ということでは把握されるという理解でよろしいですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 それは大丈夫、従事日数を記入いただきます。

○河井部会長 よろしいですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 岸本さんに少し実情を教えてください。今回個別に把握する方の人数が、組織に携わっている人ということで、経営主以外に記入する欄が1人から7人までとなっているのですが、その程度の数の欄で足りるのでしょうか。共同経営している場合でも、経営主だけで4、5人はいるような気がするのですが、常雇いの方は4人までの記入欄となっていますが、この程度で足りるのかどうか。組織経営体というか団体経営体の経営の実態から見て、この調査票の枠内で十分に大丈夫なのか、教えていただきたいと思っています。

○岸本審議協力者 お答えします。常雇いのところですね。正直、私どもの協会の会員である農業法人の平均的な従事者数でいうと、16人ぐらいになります。今申し上げた従事者数のうち、実は役員が3人程度ですので、13人弱が従業員ということになるかと思っています。このため、ここをどのように書くのかというのは課題なのかなとは思っております。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 我々も法人だと、9%くらいが回答欄からオーバーフローするのかなと思っています。経営体全体で見ると、オーバーフローするのは0.82%くらいです。ただ、御指摘のように溢れた人は、どこかに書かないといけない訳ですが、スペースの関係もあるので、回答欄を作れば作るほど、スペースを取るの、本項目では4人くらいにしておいて、全体をレイアウトしますと、調査票の裏面に空白が生じます。例えばですが、このようなところに補助票を付けて書いてもらおうかと思っている次第です。これと同じ欄を少し付けておいて、オーバーフローした人はここに書いてもらうことを考えています。

○河井部会長 他に何かありますか。

○川崎委員 流れが途切れるかもしれませんが、調査票を拝見しながら、調査票で言えば2ページでしょうか。そこの世帯員について記入する部分で、調査事項が表頭にあって、④に「過去1年間のふだんの」と書いてありますが、私がうまく理解できていないのなら教えていただきたいのですが、④の中に「仕事を主にしていた」という中に3つ内訳があります。「主に自営農業を行った」というのは、自営の農業です。「主に他に勤務した」というのがありますが、これは多分、他の農業法人に勤めた場合も入るだろうし、あるいは普通にサラリーマンをしていた人も入るでしょう。だから、これは勤務先が農業かどうかには拘らないという理解でよろしいですか。そして、その次が「農業以外の自営業」であり、農業の自営業はここに入るから、自営については自営農業とかそれ以外の自営業に区分し、それ以外は「主に他に勤務した」に区分されるという理解ですね。そうすると、この「他に勤務した」は農業法人で働いているかどうかは全然関

係ないということなのですね。それはそれで、特に支障はないでしょうか。私は農業の労働のインプットを調べているという気がしていたものですから、この「他に勤務した」も勤務先が農業かどうかというものまで分けるのかなと漠然と思っていたので違和感を覚えたのですが。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えします。御指摘のように、この「他に勤務」というのは、仮に農業法人に勤めていても、農業として区分することはしません。サラリーマンとしてしかカウントしない。ここで農業としてカウントしてしまうと、団体経営の方で、また労働力を捉えますので、ある意味ダブルカウントになってしまうので、そういう関係もあるということです。

○河井部会長 ありがとうございます。

○納口専門委員 集落営農組織への参加状況を把握する項目の追加のところで教えていただきたいのですが。たしか2010年センサスのときに、個別農家の数が大きく減った県として、例えば佐賀県等がありました。それは個別経営としては農家のレベルよりも小さくなって、全て集落営農の中に吸収された形だったかと思います。そういうものは、この集落営農組織の構成農家のところで「参加していない」、「参加している」のうち「オペレーターとして従事」には、個別の経営の方も実態を残しているところが、ここに印を付けてくることになるのでしょうか。その違いを御説明いただけるとありがたいのですが。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 まず、結論から申し上げますと、この3ページの(4)はあくまでも個別の経営体が、その組織にどう参加しているかということで記入していただきますので、個別経営に該当しない人は該当しません。2010年に問題になったのは、佐賀県と富山県と聞いていますが、このときに組織経営体を定義するとき、経営権を集落営農が持っていれば、そこに参加する人は経営体ではないから調査票記入者には該当しません。その判断を、農産物の収支決算を組織経営体が一括してやっているかどうかで、組織経営体に入れるか、個別経営体に入れるまたは調査対象にならないかに分かれたということになっています。この考え方は、今後とも変わらないことになります。

○納口専門委員 そうすると、例えば、農作業だけを委託しているといったケースでも、オペレーターとして従事というのがありますね。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 農作業を集落営農に委託して自分で経営していれば、個別農家になるわけです。作った農産物について、作業を委託しても、販売するのは個別農家ですから、経営体として1つの調査票を作成することになります。ただ、その世帯が自分の経営とは別に集落営農の一構成員として参画していれば、ここに記入することになります。その参加の仕方が、自分の経営もしているが、集落営農としてのオペレーターも行っていけば、「オペレーターとして従事」にも丸が付くという整理になります。

○納口専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○河井部会長 どうぞ。

○鈴木専門委員 今回の御説明のとおり、全国統一でやられたのだらうと思いますが、県によって、その判断が少しぶれたのではないかという分析を2010年に聞いた記憶がございます。というのは、今はもう少し、少なくなっていますが、いわゆる枝番組組織ですね。全体で会計しているように見せつつも、実際には、個別の農家の口座が内部で残っていて、内部留保として1回計上したように見せかけたものをすぐに配分してしまう。書類上でまとめて経理するところを重視すれば、1つの経営体として農家が落ちますし、それを再配分しているのだと、個別の農家の財布が生きているところを重視して個別の経営の調査票が立つわけです。これが特に2010年で、全国統一と言いつつも判断が微妙に分かれて、佐賀県のように、組織経営体の生成のところを非常に重視したとり方をした県では農家数が激減し、4割減とか異常な現象を示したのです。それに対して、東北あるいは北関東では必ずしもそういう判断をしなかったように私は思っていて、その辺りの表章のされ方が県によって、ばらついたのでないかということがあった様に聞いております。恐らく調査するときの注意事項を書いた手引き等の読み方によるのかなと思いますが、実態として、そういうことが過去にあったということです。

○河井部会長 今検討していただいた事項につきましては、ほぼ皆さん御了承いただけたものとさせていただきます。それでは、本件につきましては、お認めいただいたという形で、次に移りたいと思います。

次は、審査メモの8ページの⑤から10ページの⑦までについてです。それでは事務局から説明をお願いします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモ8ページの「⑤世帯主との続柄を把握する調査項目の削除」についてです。

今回の変更計画では、個人経営体において、15歳以上の世帯員の世帯主との続柄を把握する調査項目を削除することとしています。これについては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えられますが、削除に伴う支障等が生じないかなど、3つの論点を整理しております。

次に、審査メモ9ページの「⑥自営農業とその他の仕事の日数の多寡を把握する調査項目の削除」についてです。今回の変更計画では、個人経営体において、15歳以上の世帯員の過去1年間における仕事の従事日数が自営農業とそれ以外でどちらが多いかを把握する調査項目を削除することとしています。これについては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えられますが、削除に伴う支障等が生じないかなど、4つの論点を整理しています。

最後に、審査メモの9ページ、「⑦ふだんの状況を把握する調査項目の選択肢の統合」についてです。今回の変更計画では、個人経営体において、15歳以上の世帯員の過去1年間のふだんの状況を把握する調査項目のうち、「主に家事・育児を行った」と「その他（高齢や病気などで何もしなかった）」の選択肢を統合することとしています。これについては、利活用状況等を踏まえて選択肢を統合するものであり、おおむね適当と考えられますが、統合に伴う支障が生じないかなど、3つの論点を整理しています。事

務局からは以上です。

○河井部会長 それでは、農林水産省から各論点に対する回答をお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。審査メモの9ページです。上段の論点1です。調査票でいいますと、審査メモの6ページ上段左側の⑤の赤枠です。回答は16ページを御覧ください。論点は、世帯主との続柄の集計・分析についてです。高齢化等による販売農家全体の減少により、各区分とも減少傾向にあります。こうした中で、後継者の不足と核家族化の進展から、1世代家族経営の割合が増加しております。一方で、2世代、3世代の経営の割合の低下が見られるということです。

回答の17ページを御覧ください。論点2と論点3です。調査結果の利活用と削除して支障がないかということです。家族構成によって、農業の後継候補者の状況を表章してきました。しかし、地域農業の継承は、法人や集落営農といった組織も含めた農業全体の経営の継承が重要となっているということです。このために、経営の継承については、3に掲げたような新たな項目を設定して実態を把握していこうと考えているということです。このように、他の新規項目で経営の継承などの状況が分かること、現行項目の行政利用が無くなってきていることもありまして、削除の支障はないと考えているところです。

続きまして、審査メモ9ページ下段の論点1です。調査票でいいますと、6ページの上段右側の⑥の赤枠が該当します。回答は18ページを御覧ください。論点は、本調査項目はどのように集計に使われてきたかということです。この項目は、農業就業人口の判定、算出に利用されてきたということです。恐縮ですが、左右のページになっているので、先に右側を見ていただきたいのですが、定義の部分です。論点2と論点3が書いてありますが、農業就業人口の定義、本項目との関係ということです。農業就業人口は世帯員のうち1年間に例え1日でも自営農業のみに従事した方、それから、農業とそれ以外の仕事に従事した方のうち、自営農業が主の方を言います。また、基幹的農業従事者というのがありますが、これは農業就業人口のうち、ふだんの状態が「主に仕事」の人になります。本調査項目で農業とそれ以外の仕事のどちらが多いかで農業就業人口の判定に使っているものが、この項目です。左側を御覧いただきたいのですが、データの推移です。下の表のとおりですが、基幹的農業従事者は5年間で14.5%の減少、これに対して、農業就業人口は19.5%の減少になっています。

続きまして、回答の20ページを御覧ください。論点4として、利活用から見て削除による支障がないかということです。今ほど定義を御覧いただいたように、過去1年間に1日でも自営農業に従事すれば、主婦であっても学生であっても、あるいは高齢の病弱な方であっても農業就業人口になってしまうという定義です。このように業として農業についているような指標にはなっていないのではないかと、あるいは行政上特に必要としている中心的労働力を表す指標とはなっていないのではないかと、近年では期待するニーズとのかい離が生じてきているということです。農業の中心的労働力を最も適切に表している指標といたしまして、基幹的農業従事者が利用されて

いる状況にあります。類似の2つの統計値が存在することは利用者に混乱を与えることもあるため、農業就業人口を削除したいと考えている次第です。

続きまして、審査メモ10ページ上段、論点1です。調査票で言いますと、審査メモの6ページ、⑦の赤枠の部分です。回答は21ページを御覧ください。論点は、集計結果の経年変化です。販売農家全体の減少に伴いまして、各区分とも減少傾向にあります。主に家事・育児、それから、その他の部分ですが、これは直近の5年間では、全体の減少率を上回って3割程度の減少になっています。

続きまして、そのページの下段、論点2と論点3を御覧ください。調査結果の利活用と変更して支障がないかという点です。本項目は、従来、世帯員の就業構造の分析に利用されてきました。経営体全体の労働力の把握が重要である中で、主に家事・育児を行ったか、あるいは病弱者等のその他については、近年、行政上の直接的な利用はなくて、統合しても支障はないと見込んでいます。

**○河井部会長** ただ今の御説明を受けて、御意見や御質問がある方は御発言いただければと思います。

**○川崎委員** 先ほどのパネルデータに関係するのですが、続柄の削除の関係で、念のため確認なのですが、削除すること自体は問題ないと御説明を聞いて思うのですが、一方で、前回調査と比較していくことになると、個人をどのようにマッチングするかという問題が出てくると思います。厳密にやろうとすると、それこそマイナンバーでも使用しないとできないでしょうが、そんなことを調査する訳にもいかないというのは当然のことですね。そうなってくると、マッチングキーとしては何があるかという、世帯のキーの他に、調査票で見ますと、恐らく世帯員番号と出生の年月までしかないですね。そうすると、稀かもしれませんが、三つ子の兄弟がいたらどうするかと考えていきますと、厳密な意味でのマッチングはできなくなってしまうかもしれない。そういう意味では、続柄も変わってしまう訳ですから、それがあれば、マッチングがより良くできるとは言わないのですが、その辺りが本当に厳密にできるのか。記入誤りもあることを考えると、なかなか正確なマッチング、就業状態の変化が捉え切れないのではないかと懸念を持ちます。この辺は、負担軽減の問題とトレードオフのような気もするのですが、マッチングの観点では、特に支障はないでしょうかというのを念のため確認したいのですが。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 貴重な御意見、ありがとうございます。実は今、人ごとのマッチング、新規就農者を把握するときにもどのようにしているかという、出生年月を使用しています。三つ子がいた場合は分からないのですが、出生年月をキーにしてマッチングすることを農業構造動態調査では行っています。それが現実的には可能となっています。

**○川崎委員** ほとんど支障がないということですね。分かりました。

**○河井部会長** 他にはいかがですか。

**○納口専門委員** 関連なのですが、正確に御説明できなくて、事前の学習が悪くて申し訳ないのですが、今、御質問いただいたように、世帯員のパネルデータを作成して、

例えば非婚率について、お嫁さんが来ないという問題が、どういう農家でどれだけ深刻なのかということ进行分析している研究者がおられます。削除しても構わないという理由のほとんどは直接的な行政ニーズが少ないということなのですが、少し気になりますのは、統計法では幅広く国民が利用するというを明記していますが、現在、コンピューターがとても進んでいて、かなり膨大な数の世帯員のパネルデータを作って、それで研究するケースも出てきていると思います。今のお答えのように、生年月日と性別だけで特定できるのかできないのかというところが分からないのですが、そういった研究の側面は、どこまで考慮する必要があるとお考えでしょうか。

**○川崎委員** 私が、パネルデータのことばかり言い出したので、いろいろ刺激してしまったかもしれません。私なりの考えを言わせていただきますと、パネルデータがあるというのは大変素晴らしいことだと思うのですが、一方で、全てをこの農林業センサスに期待してもいけないのかなと思います。例えば、御意見のありました農家のお嫁さんが来てもらいにくい状況があるというものを分析しようと思ったら、それがどこまで本当にパネルで優先的に必要かということもあるでしょうし、もう一方で、クロスセクションで見ようと思ったら、例えば、国勢調査の中で農業を営んでいる世帯の家族構成の変遷を見ることで、ある程度分かることもあるでしょうから、農林業センサスに農家の家庭の事情みたいなところを期待するかという農林水産省のスタンスの問題かなと思います。そういう意味で、この調査では、どちらかというと、農業の大きな流れを見ているので、社会的な側面は、ややウェイトを落としている中で、パネルデータをとろうとしているのかなと勝手に思っているのですが、いかがでしょうか。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 我々もあるに越したことはないと思っているのですが、ある意味、農村社会学的な部分というのは、全てが全てセンサスではなくても、ある意味、国勢調査のデータをうまく使って、世代構成別の集計ができるのではないかと考えています。ただ問題は、そういう世帯がどういう農業経営を行っているかまでは、なかなかリンクージュしないと分からない。その辺は厳しいところがあるなと思っていたのですが、そういうことで、この辺はどちらに譲ってもらえないかなと思っていました。行政利用と、国民共有の財産と、どちらを優先すべきなのかは非常に難しい問題と思います。ただ一方で、調査するための行政コストも考えないといけなくて、全体の議論の中で、この辺は削除させていただいたという状況です。

**○河井部会長** どうぞ。

**○鈴木専門委員** 今の納口専門委員の御意見なのですが、嫁問題に特化してお答えするならば、恐らく今までできていた分析が、削除されるとできなくなるということだと思います。というのは、世帯主の年齢と近い形で乗ってくる可能性があるのが、性別の違う兄弟がいた場合、世帯員の2、3、4番目辺りの欄に記載されてくる可能性が非常に高いわけです。結婚しているかどうかというキーが除かれてしまうと、兄弟なのか既婚なのか全く見えなくなるので、嫁問題へのアプローチというのは断たれると考えます。それは、配偶者というキーが入っているかが極めて重要でして、年齢では分析



できない部分だろうと思います。私は直接研究しているわけではないので、それにどれぐらいの負の影響があるかまでは即座には申し上げられませんが、影響は確実にあると思います。

○河井部会長 難しいですね。それでは、これが削除されるとできなくなる分析があるという御意見が出てきましたので、もう少し再考していただくことはできますでしょうか。やはり難しいということであれば、そういう結論になっても、もちろん構わないのですが。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 分かりました。持ち帰って検討してみます。

○河井部会長 よろしくお願ひします。時間の関係もあって、もし質問がなければ、次に移りたいと思います。

次は、先ほど少し議論になりました、審査メモ10ページの「(イ) 外部労働力（常雇い・臨時雇い）のよりの確な把握」から「(ウ) 後継者の確保状況を把握する調査事項の変更・追加」までについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモ10ページの「(イ) 外部労働力（常雇い・臨時雇い）のよりの確な把握」についてです。今回の変更計画では、農林業経営体における過去1年間の農業・林業経営のために、常雇い、または臨時雇いした人の実人数及び従事日数等を把握する調査事項について、①から③に示すとおり、項目を変更・追加することとしています。これらについては、政策ニーズへの対応や他の統計との比較可能性の向上等を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているかなど、5つの論点を整理しています。

次に、審査メモ12ページの「(ウ) 後継者の確保状況を把握する調査事項の変更・追加」についてです。今回の変更計画では、個人経営体、団体経営体における5年以内での農業・林業経営の後継者の確保状況を把握する調査事項を変更・追加することとしています。これについては、行政ニーズや農林業経営体を取り巻く環境変化に対応したものであり、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているかなど、3つの論点を整理しています。事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から各論点に対する回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。審査メモの12ページ、先ほどの追加ですが、論点1です。調査票で言いますと、審査メモの10ページの枠内です。回答は22ページを御覧ください。論点は、常雇いと臨時雇いの経年変化、上の表のように、常雇いは左側ですが、農業経営全体で大幅に増加している状況です。臨時雇いは右側ですが、減少しているということです。

内訳を見ると、常雇いは家族経営体・組織経営体とも増加している状況です。臨時雇いは家族経営体では減少しているのですが、組織経営体では増加している状況が見て

とれます。これは、恐らく家族経営体が減少する中で、それに沿って臨時雇いも当然減少する。ただ、家族経営体でも規模を拡大して一生懸命やっているところは、常雇いにだんだんシフトしているという状況が見られるのではないかと見ております。

審査メモの10ページの調査票についての論点です。回答は23ページを御覧ください。論点は、これまでの調査結果と今後の利活用についてです。調査結果は、食料・農業・農村基本計画における農業労働力の見直しの基礎資料として活用されてきたということです。恐縮ですが、審査メモの11ページの②の赤枠の部分を御覧いただけますでしょうか。これは調査票です。ここに常雇いを書いてありますが、常雇いは人ごとに性別・出生年月を把握することから、これまで人ごとに把握していた家族労働力と統一的な表章と総量把握が可能となります。農業労働力の構造展望に一層活用が見込まれると考えています。

本ページ下段の論点3です。把握方法の変更により、どのような分析を行うのかということです。実人数、すなわち、調査票の②に人ごとに記入してもらった項目ですが、これは農業と農業生産関連事業を区分しないが、利活用上支障はないのかという論点です。個々の性別・出生年月を把握することによって、基幹的農業従事者や団体経営体の経営主・役員等と合わせて農業経営全体の農業労働力の把握・分析を行う計画です。

実人数についても、経営体に常雇いされた方は、農業と農業生産関連事業を明確に区分して雇用していない場合も多く、区分して把握することは記入者の負担となることが考えられるため、区分せずに把握するということです。一方で、投下労働力となる従事日数は、農業と農業生産関連事業に区分することで、これまで公表してきた農業の従事日数との継続性を確保するので、利用上の支障はないと見込んでいるということです。

回答の24ページを御覧ください。論点4の1か月以上の契約で雇用された臨時雇いの施策への利活用はあるのか、また、ガイドラインに定義される常用労働者はどう算出されるのかということです。ガイドラインに沿って、1か月以上の契約で雇用された臨時雇いの実人数を新たに把握することによって、常用労働者数が把握できます。これによって、他の統計との比較が可能になるということです。それから、常用労働者数は、新たに把握する1か月以上の契約で雇用された臨時雇いの実人数と常雇いの実人数を合算して把握するということです。

回答の25ページを御覧ください。論点5の改善の余地がないかということですが、農業労働力を統一的に把握する観点から、本調査事項は適切なものであると考えているということです。

審査メモ13ページ、論点1から論点3です。調査票で言いますと、審査メモ12ページ、13ページの枠内です。回答は26ページを御覧ください。論点は調査結果の利活用、後継者の継承を5年以内としている理由についてです。調査結果は、後継者の確保状況を明らかにすることで、経営継承や法人化推進施策の基礎資料として活用することを見込んでいます。後継者の継承を5年以内としていることは、調査が5年周期であること、それから、5年より先のことを聞いても、なかなか回答が困難であることが理

由です。こうしたことから、個人経営体のみならず、団体経営体も含めて、経営継承については政策部局との調整の上で設定しており、本調査事項については、政策利用上、適切なものであると考えている次第です。以上です。

○河井部会長 ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は、御発言をお願いいたします。

○納口専門委員 御説明にもありましたように、農業経営において、雇用が非常に重要になってきているということは、法人協会の岸本さんもいらっしゃいますが、事実だと思います。そこをもっと明確に出すような調査票として補充されることについては、評価ができると思っております。

この前もお聞きして恐縮なのですが、日本の農業には、たくさん外国人労働者、研修生とか技能実習生が入っている訳ですが、この取り扱いについて、もう一度補足していただけるとありがたいのですが。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 技能実習生も、雇用契約をきちんと結んで就農している場合は、常雇いの中に入れていくという考え方です。ただ、そうなる前に、研修期間があります。その段階であり、まだ就農していない方については、当然入らないという考え方です。

○納口専門委員 研修期間の場合は、臨時雇いには入らないということですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 臨時雇いには入ります。

○河井部会長 どうぞ。

○川崎委員 今の質問に触発されて、私も急に気になり始めたのですが、そうすると、国籍の項目は要らないかなと思ったりしますね。確かに、今いなくなったら相当困る地域が出ているという話も聞くので、今までの農業の実態とは変わってきているところがあるので、なかなか追加するのは難しいのかもしれませんが、今後検討が必要なことかなと思いました。これは感想で、今、お答えをいただきたいということでは必ずしもありません。

○河井部会長 もしよろしければ、岸本さん、実情としては、いかがでしょうか。

○岸本審議協力者 変更するという点ですけれど、正直なところ、常雇いの全体の人数はしっかりと把握された方が良いのではないかと考えております。このため、変更前の調査票に近いイメージが良いのではないかと思います。先ほど、その前の御質問で回答がありましたが、常雇いが今4人まで記載できるようになっているということで、個人経営体の方がはるかに統計上、対象者が多いということはよく理解しているものの、これから法人経営に目を向けていこうとする中で、その全体像を押さえていくためにも、多いところは、これだけ多いのだということを、きちんと把握できる仕組みにしておくべきなのではないかと思っております。そうしないと、多分、従事日数のところで、先ほどの外国人実習生も数字の上では見えてくるけれども、実際的人数は見えてこないことになりますので、その辺りをどう分析していくかは難しいのではないかと感じているところです。

それと、その前に言うておけばよかったのですが、団体経営の経営主とか、いわゆる役員の数に当たるところが最大7人まで記入というところですが、これはあくまでも参考として申し上げるのですが、実際、農業に従事している方々の人数でいうと、7人というのはだいたい適切だろうと思うのですが、農事組合法人になりますと、構成員は30人、40人、50人というところが出てくるケースもあるものですから、この作りはこの作りのままとしつつ、違う形で、そういう数字を把握するという方法も、場合によっては検討してもいいのかもしれないと思っています。あくまでも参考までにとということです。以上です。

○河井部会長 いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 まず、後者の方ですが、例えば、農事組合法人は基本的に、役員、構成員なのですが、農業に60日従事した方について限定してここに書いてもらう。それに満たない方は、比較的ぶら下がりの形での参画ということもあるので、60日未満の方については下に書いていただいて、総量は必ず把握するという考え方でいるということです。

それから、これは大事なポイントなのですが、前段の御指摘なのですが、常雇いを今回調査票で、審査メモでいうと10ページの形から11ページの形に変えるわけです。この今回のポイントは何かという、人ごとに全部労働者を把握するということです。その分、記入スペースがたくさん要ることになるのですが、こうすることによって、他の世帯員であるとか、団体経営体の内部労働も全く同じ形で、人ごとに生年月も把握できますので、労働力を一貫して総量把握できると考えています。ここで従事日数が入っていないのは、常雇いは周年雇用が中心なので、日数をあえて入れなくても、何とか分かるかなと考えています。その代わり、下で従事延べ日数を全部把握していくことで、総量を把握しようという考え方になっているということです。すみません、長くなりましたが、そんな考え方です。

○岸本審議協力者 続いて、今の御説明のところなのですが、実態を私も十分把握できていないのですが、個人経営で常雇いされているケースで、4人までは個別の生年月日まで押さえてということになるのですが、結構入れ替わりが激しかったりするケースも否定できないのではないかと思います。これは法人経営の場合でもよくあるのですが、常雇いでありながら、人が入れ替わったりしたときに、4人しか枠がないので、その点をどのように補完していくのかが気になったところです。

○須田農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（農林センサス第1班担当） この常雇いのそもそもの定義は、あらかじめ7か月以上の契約で雇った人という形で、そのときの経営で雇った人を全体に捉えるのですが、例えば、先ほど御指摘にありましたように、何かの理由で入れ替わった場合になると、前提の7か月以上というものが切れてしまいますので、それは実際に従事した日数で、例えば、7か月に満たないので臨時雇いという形で記入していただくということで、記入の段階において、7か月以上で雇っている人は常雇いと整理するということです。

○岸本審議協力者 私の言い方があまりよくなかったかもしれないのですが、確かに

記入の時点ではそれで整理がつくのですが、入れ替わりが激しい経営体の場合には、ここには数字が下の従事日数のみでしか上がってこないということを示すことになりませんかということですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 4人分しか記入欄がないのですが、特に法人経営はそうでしょうが、人がたくさんいたときには、この後ろに補助票を付けて、その人たちを全部書いてもらおうかと思っています。50人もいたら、負担はかなり大きくはなるとは思います。

○岸本審議協力者 なるほど。恐らくですけども、法人は当然台帳を持っていますので、エクセルで管理もしているし、そこは多分、全く問題ないのではないかと思います。むしろ、法人になる前のまだ手作業で頑張っているような経営体にとってはどうなのかなと思います。まさにそこが今回のターゲットとして一番多い層になると想定されますので、その辺りをどの程度斟酌するのかということだと思います。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 負担はあるかもしれませんが、恐らく雇用して人を管理しているので、生年月日も含めて、この内容的には把握できているのだらうと思っています。御負担かもしれないが、書いていただく。多分、コンピューターの管理をしていないような方々は、ものすごく大きな経営をしているかということ、そうでもなかったりするのではないかと考えています。そういうところは、常雇いの数もそんなに多くはないのではないかと期待感もあったりするのですが。

○鈴木専門委員 関連ですが、その補助票の一番下のところには、「ほか何人」という記載欄はあるということでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 それは考えておりません。

○鈴木専門委員 だとすると、補助票が例えば、後ろに15枚、20枚あったとしても、それ以上オーバーフローする場合には、2015年の調査票でいうところの実人数に連続する数字は、2020年では把握できないことになってしまいます。一番下に「ほか何人」と書く欄さえあれば、実人数に連続するデータが2020年でも把握できることになり、結構大きな意味を持つかもしれないと思います。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 私が理解できてないのかもしれないのですが、10人雇用していれば、ここで4人分を記入し、後ろの補助票に6人分書いてもらうことになります。もし20人雇用していれば、補助票が足りなければ追加配布して書いてもらいます。雇っている数だけ書いてもらうことになります。

○鈴木専門委員 それでは、補助票は何枚でも付くという形ですね。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 何枚でも、ということですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 通常、組織経営体というか法人の経営者の方は、農林業センサスだけではなくて、経済センサスとか事業所・企業系

の調査の対象にも一部なっています。その際に、そこまでセンサス型調査で従業者について詳細な情報を得ることまではしていない。中には、抽出して、一部の労働者について、どういう状況かということを知る調査はありますが、農家と言われる個人経営の方々と組織経営の方々を全て同じ調査票の中に収めようとするのは、難しいところがあるのではないかと思うのですが、この辺りを検討されたのでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 もちろん検討して、統一的に把握することによって、労働力の総量を正確に把握できると議論してきた経過があります。

○西郷委員 私が聞き逃しているのかもしれないのですが、今議論していただいているところなのですが、審査メモの11ページの変更後というのは、②のところの4人書いたところの下のところの従事日数の合計や農業生産関連事業の事業日数の合計、この合計というのは、例えば、上に書いてある4人より多く人がいた場合には、その人たちの分まで含めての従事日数が書かれるという御説明と理解してよろしいのですか。4に常雇いと書いてあって、下に4行説明があるのですが、そこを読んで、そう書いてくれるかなというのが心配になりました。4人分しか書かないのではないかと読み取ってしまうのですが、そうでもないのでしょうか。追加の票があるので、そこまで含めて全員分書いてくださいという理解ですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい、全員書いていただきます。下にある従事日数の合計は、上に4人書いてもらいますが、それ以外の方々の従事日数も含めてトータルで下に書いてもらいます。

○西郷委員 そういう御説明がどこかにあるということなのですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ここに足りなかったら、補助票に記入してくれとまでは書いていないのですが、きちんと整理したいと思います。

○河井部会長 どうぞ。

○川崎委員 今の西郷委員の御意見は私も全く賛成で、記入上の説明の中にはっきりと全員書いてください、足りなかったら、もう1枚補助票を使いますとか、明確に書かれた方が良いでしょうと思います。

もう一つ全く別の観点なのですが、最初に事務局から御紹介のあった、統計委員会で出た6次産業化の話との関連でお尋ねするのですが、農業センサスでどこまで6次産業化を深掘りできるかという問題がそもそもあるので、どこまでされるのかが私もよく分からないのですが、ここでは常雇いとか従業者の数を、基本的には農業に従事しているという格好で把握していますね。そうすると、例えば6次産業、特に法人であれば、レストランを運営しているなど農業ではない部分、あるいは食品加工をやっているところで雇っているのだらうと思うのですが、そうすると、ここには対象に入らないことになると思うのですね。6次産業化の1次では把握されているけれども、2次、3次では把握できないことになってしまうのではないかと思うのですが、その辺りはどうされるのでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 私の説明が不足していたのかもしれませんが、11ページの調査票で御覧いただきますと、農業生産関連事業とあり、例えば常雇いのところにもありますが、その隣が農業で、審査メモの11ページです、下のところが農業で、その右隣が農業生産関連事業とあります。

○川崎委員 そちらでは把握するのですね。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 例えば、大根栽培をしましたと。ここに投下した労働日数は農業に書いてもらう。ところが、大根でたくわんを作ったときの従事日数は農業生産関連事業のところで記入してもらうという関係になります。農家レストランを経営していたら、その従業日数は関連事業のところに記入することになります。

○川崎委員 それ以上の細かな2次産業か3次産業かというのは分からないけれども、総量は分かるということですね。分かりました。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 投入量はそこで分かります。

○川崎委員 分かりました。ありがとうございました。

○河井部会長 他にいかがですか。

○納口専門委員 意見ということではないのですが、常雇いの生年月日も全て把握することにより、そして、農家と団体事業体を統一的に見ることによって、農家を支えているのは高齢者が多いのだけれども、団体事業体の方は、かなり若い人が入っているというところを把握できるのではないかということなのかなと思いました。先ほど、経済センサスでは、そこまで把握していない。もっとライトなものだという御指摘もありましたが、恐らく農林水産省の意図としては、そういうところにあるのかなと思って聞いておりました。ただ、生年月日の元号で大正というのがあるのはすごいなと思ったのですが、95歳ぐらいの常雇いの方になるかもしれないのですが、削除するわけにもいかないのかなと思いました。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 個人経営体のところから統一的に設定しているので、確かに常雇いの大正生まれは稀かもしれません。

○河井部会長 別表を付けるとか、いろいろ大変そうなのですが、実査を担当される県としては、御意見というか、危惧みたいなものはありますか。大丈夫でしょうか。

○笹生千葉県総合企画部統計課長 千葉県です。もちろん調査員も含めて負担が少ないに越したことはないと思いますが、先ほどのお話にも出ていましたように、補助票を付けるのであれば、そのことをきちんと分かりやすい形で説明していただくことが肝要かと思います。

○河井部会長 先ほど意見も出ましたが、誤解して記入される恐れがあるところもありますので、その点を明記するのが必要になってくるのではないかと思います。他に御質問や御意見はありますか。

それでは、先ほど御意見が出たものを踏まえて改善していただければと思います。

16時15分で時間が過ぎてしまいましたので、ここでひとまず、今回の議論は終わりにして、次回ですね。本日は、予定の時間を超過いたしまして誠に恐れ入りますが、皆様の御協力に感謝申し上げます。本日の審議におきましては、調査実施者において改めて確認・整理していただくこととされた事項につきましては、調査実施者から次回の部会において回答をお願いいたします。その上で、当該回答を踏まえて引き続き審議した後に、残された論点について審議を行うこととさせていただければと思います。それでは次回の部会について、事務局から連絡をお願いいたします。

**○鈴木専門委員** すみません、1点だけ。先ほど重要な点をお伝えし忘れていました。先ほどの続柄をどうするかという点なのですが、嫁問題について、分析が不能になるということを申し上げましたが、もう一つ、非常に重要な点で、2世代経営、3世代経営という重層世帯を持っている経営が非常に世帯として強固で、それが農業経営の健全性を支えているとか、あるいは地域の核としての重要性を持っているという分析がずっとなされていて、これは特に個人名を申し上げますと、農研機構の澤田さんという方がずっとこれを追っていらっしゃるのですが、非常に有用なデータを提供されてきています。2世代経営、3世代経営の分析のキーとなっているのが、まさに先ほどの続柄で、これが無くなってしまうと、分析できなくなってしまう。東日本と西日本では家族構成、家族形態が全く違って、特に東日本の方で重層経営が多い。2世代経営、3世代経営が非常に強固で、それが農業生産を支えているという分析が今後できなくなるというのは、非常に大きなマイナスかなと思います。

**○河井部会長** 先ほどの意見にさらに追加して、こういうニーズがあるということ踏まえて、次回また御検討いただければと思います。それでは、事務局、よろしく願いします。

**○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官** 次回の部会は、6月21日木曜日の10時から、この会議室で開催いたします。今回は、本日の審議事項で、調査実施者において改めて確認・整理が必要とされた事項について審議した後、残りの論点について、引き続き審議したいと考えています。また、本日の部会でお配りした資料につきましては、次回の部会でも審議資料として利用しますので、忘れずにお持ちいただきますよう、お願いいたします。なお、委員及び専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、もしお荷物になるようでしたら、そのまま机の上に置いておいていただければ、こちらで保管して、次回の部会で御準備いたします。事務局からは以上です。

**○河井部会長** 次回の審議を効率的に行うため、残りの審議事項について御質問などがありましたら、6月11日の月曜日までに事務局までメールで御連絡いただければと思います。また、本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局からメールにて御照会いたしますので、御確認をよろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。どうもありがとうございました。